

**Subject:** [mailnews:270] 保育所等における継続的な経営情報の見える化の説明が行われる

**From:** <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

**Date:** 2025/03/31 17:26

**To:** '小出 正治 様 (NPO) ' <skoide@fukushi-hyouka.net>

□■□■□■□ 保育所サポートデスク メールニュース □■□■□■□

2025.3.31

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

最近のトピックスをお伝えいたします。

---

◆保育所等における継続的な経営情報の見える化の説明が行われる◆

令和7年4月1日以降、子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育

給付を受けるすべての施設・事業者を対象とし、経営情報等を事業年度終了後5月

以内(事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月31日の場合、令和7年8月31日まで)に報告する制度が開始されます。情報公開はWAMNET「ここdeサーチ」で

経営情報等を公表することとなり、「モデル賃金」「狭義の人件費」(会計基準上

の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計)「基準上の配置と実際の配置の比率」

などの施設単独の情報が必須記載事項として公開されることとなっています。

これに先立ち、令和7年3月25日にこの制度の概要や入力要領の説明が行われま

した(4月5日にも開催予定とされております)。その中でモデル賃金の記載方法に

ついて言及があり、

・常勤保育教諭(常勤保育士)の記載及び公開は必須

学歴区分は1つ以上、かつ経験年数は学歴区分1種類につき2つ以上(1年目は

必須)

・常勤保育士以外(看護師や栄養士、事務員、非常勤保育士等を含む)の場合

記入する学歴区分・経験年数等について指定はなく、任意項目

と説明されております。

学歴区分には、専門学校卒・短大卒・大学卒などを記入し、経験年数は1・2・3・

4・5年目、それ以降など段階がありますが、1年目を必ず含めたうえで、他の経験

年数のどれか1つ以上を選ぶことは、法人で選択が可能となっています。

※1つの学歴区分につき2つ以上の経験年数を記入することが求められております。

<記入パターン例>

- 1年目(大学卒)、5年目(大学卒)、10年目(大学卒)
- 1年目(大学卒)、5年目(大学卒)、1年目(専門学校卒)、5年目(専門学校卒)
- など

どの経験年数を抽出して月給や年収などのモデルを公開していくとよいか、令和6年度の人事院勧告を踏まえた自園の月給等の設定が、他法人と比べて求人活動に影響がないかなど、改めて確認しておく必要があります。

また、任意記載事項としてICT導入状況や休暇取得状況、研修制度、退職金制度、福利厚生制度などを記載することもできますので、給与面以外の強みを発信するといった活用も一考の余地があると言えます。

説明会を踏まえた質問を4月11日まで受け付け、随時、こども家庭庁HPにて回答が示される予定となっております。詳細は資料及び動画をご確認ください。

こども家庭庁HP

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/6996167b/20250324\\_councils\\_kokoseido-keizokutekimieruka\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d47e249d-e99b-4bfc-b964-0368ac07cb2a/6996167b/20250324_councils_kokoseido-keizokutekimieruka_03.pdf) 保育所等における継続的な見える化について(令和7年3月)

オンライン説明会(保育所等における経営情報の見える化について)(YouTube)

[https://www.youtube.com/live/o8nJs\\_0lZ9s](https://www.youtube.com/live/o8nJs_0lZ9s)

WAMNET「ここdeサーチ」

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

◆全国こども政策主管課長会議で、こども政策の各種取組の詳細が示される◆

こども家庭庁は、去る3月17日、全国こども政策主管課長会議を開催し、自治体向けにこども政策の各種取組と予算などを説明しました。子育て関連の内容としては、「保育政策の新たな方向性」に基づく3つの柱を軸にした内容となっています。いくつか注目した点を解説します。

まず、人口減少下での持続可能な保育提供体制の確保に向け、60人以下の保育所・幼稚園・こども園の単価区分が10人や15人刻みであったものを、5名や10名などで定員区分を細分化し、定員と実員との乖離を縮小させるほか、3～5歳児のみを対象と

する小規模保育事業の全国展開を目指すこと、多機能化や統廃合のための整備に係る国庫補助率の嵩上げ(1/2→2/3)などを示しています。

また、待機児童の解消に伴い、2・3号の定員超過減算の連続する5年間に延長していた期間を2年間に、保育士宿舎借り上げ支援事業の要件を採用から5年以内かつ1人1回限りの適用などに見直すほか、主任保育士専任加算等の要件に「災害時における地域支援の取組」を追加し、1歳児配置改善加算(ICTの推進と平均勤続年数10年以上などの要件あり)が創設されます。

保育のDXについては、指導監査や給付などが進められるとともに、保育現場での保育ICT(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済)や、こどもの安全対策に資する設備(午睡センサー・AI見守りカメラ)等の導入を推進しています。人口減少への対応や業務負担の軽減が求められる時代において、これらの取組も意識しておく必要があると言えます。

各情報の詳細及びその他の情報は、こども家庭庁の資料をご参照ください。なお、処遇改善等加算の一本化については、確定した情報が出た際に改めて報告します。

全国こども政策主管課長会議(令和6年度)

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-syukankacho/b1ba8054>

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/b1ba8054-23a8-4ad2-94bb-d0f6e0a03c51/02bf5bd7/20250317-councils-kodomoseisaku-syukankacho-b1ba8054-0010.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b1ba8054-23a8-4ad2-94bb-d0f6e0a03c51/02bf5bd7/20250317-councils-kodomoseisaku-syukankacho-b1ba8054-0010.pdf) (資料10)こども家庭庁【成育局保育政策課】

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/b1ba8054-23a8-4ad2-94bb-d0f6e0a03c51/394a679b/20250314-councils-kodomoseisaku-syukankacho-b1ba8054-2700.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b1ba8054-23a8-4ad2-94bb-d0f6e0a03c51/394a679b/20250314-councils-kodomoseisaku-syukankacho-b1ba8054-2700.pdf) (資料27)文部科学省【初等中等教育局幼児教育課】

-----  
◆指導監査の確認事項が追記される◆

去る2月19日、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」の一部改正が示されました。指導監査の確認事項では、職員等の充足状況について、専任と兼務の状況と職員の勤務実態を、現認や出席簿の確認などで行うほか、他の市町村にまたがる場合、都道府県や市町村の担当部局が共有し、可能な限り合同で指導することを求めています。保育所・認定こども園・小規模保育事業などの本体事業と、一時預かり事業やこども誰でも通園制度、子育て支援拠点事業、児童発達支援事業などを一体的に運営する場合、財源(給付や補助金など)と基準(設備や人員など)がそれぞれに適用されます。そのため、職員の兼務や専任などを明確に区分しておく必要がありますので、次年度の指導監査の実施前に、今一度、職員の兼務と専任の状況を確認したうえで、適切な配置にご留意ください。

こども家庭庁HP

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」の一部改正について(令和6年2月19日付け通知)(新旧対照表)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/72ccea72/20240319\\_policies\\_hoiku\\_96.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/72ccea72/20240319_policies_hoiku_96.pdf)



